

砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 10 月 5 日
砥部町告示第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の収益力強化について総合的に推進するため、砥部町産地収益力強化支援事業実施要領(平成 28 年砥部町告示第 139 号。以下「実施要領」という。)に基づき、実施要領別表に定める取組主体(以下「取組主体」という。)が実施する砥部町産地収益力強化支援事業について、予算の範囲内において砥部町産地収益力強化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、実施要領第 2 条第 1 項ただし書の事業に要する経費は、同要領第 2 条第 1 項に掲げる事業において実施する事業に要する経費とみなすことができることとし、これに対する補助率は、当該事業に係る国の産地生産基盤パワーアップ事業の補助率と同率とする。

(経費の流用)

第 3 条 別表の補助対象経費の欄に掲げる補助対象経費ごとの経費の相互間の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 取組主体は、補助金の交付を受けようとするときは、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 取組主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条第 1 項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)によりその内容を取組主体に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた取組主体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助金の増減を伴う変更並びに補助事業に要する経費の配分及び事業の内容の変更のうち別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ砥部町産地収益力強化支援事業費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、交付決定があった年度の12月31日現在における砥部町産地収益力強化支援事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、当該年度の1月11日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに砥部町産地収益力強化支援事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る砥部町産地収益力強化支援事業消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査又は調査のうち、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金精算払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の補助金精算払請求書を受領した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金概算払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき、又は補助事業に関し不正があったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不相当と認めるとき。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合又は農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

3 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、規則第 3 条第 4 号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物(以下「関係書類」という。)を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。果樹の改植に係る関係書類は同様に起算して 10 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等がある場合は、産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱(平成 28 年 6 月 23 日付け 28 農産第 800 号。以下「県要綱」という。)に定める財産管理台帳及び関係書類を整備し、規則に定める処分制限期間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日砥部町告示第 76 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日砥部町告示第 154 号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 6 月 23 日から適用する。

別表(第2条関係)

区 分	補助対象経費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費配分の変更	事業内容の変更
1 整備事業	次の施設整備に係る経費 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	事業費の1/2以内(ただし、農林水産省食料産業局長、生産局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率または額以内)。	① 取組主体ごとの経費の30%を超える増減 ② 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	① 取組主体の変更 ② 事業の中止又は廃止 ③ 施工箇所又は設置場所の変更
2 生産支援事業	次の機械・資材の導入に係る経費 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	(1)の事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内。 (2)の事業 1/2以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率または額以内)。		
3 効果増進事業	事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	定額(1/2相当)とする。		

様式第 1 号(第 4 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

取組主体名

年度砥部町産地収益力強化支援事業を下記のとおり実施したいので、砥部町産地収益力強化事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

(注) 県要綱様式 A に準ずるものとする。

様式第 2 号(第 5 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令(文書の記号)第 号
年 月 日

取組主体 様

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のあった砥部町産地収益力強化支援事業については、
年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付する。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった砥部町産地
収益力強化支援事業とし、補助事業に要する経費及び補助金交付決定額については次の
とおりとする。
- | | | |
|----------|---|---|
| 総事業費 | 金 | 円 |
| 補助対象事業費 | 金 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
- 2 取組主体は補助事業を執行するにあたっては、砥部町産地収益力強化支援事業費補助
金交付要綱及び砥部町産地収益力強化支援事業実施要領に従わなければならない。
- 3 この補助金に係る交付決定の条件に違反したときは、当該補助金の額の確定後におい
ても、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第 3 号(第 6 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
年度砥部町産地収益力強化支援事業を下記のとおり変更したいので、砥部町
産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第 1 号の様式に準ずるものとする。

この場合、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業についてはこの限りではない。

- 2 補助金の額が増額する場合は、本文中の「要綱第 6 条の規定により、その承認を申請する。」を「要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認(及び追加申請書)」を「中止(廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

様式第 4 号(第 8 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業遂行状況報告書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった砥部町産地収益力強化支援事業の遂行状況について、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

様式第 5 号(第 9 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった砥部町産地収益力強化支援事業の実績について、砥部町産地収益力強化支援費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第 1 号の様式に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分を 2 段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 整備事業にあつては、財産管理台帳の写しを添付すること。

様式第 6 号(第 9 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業消費税等相当額報告書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった砥部町産地収益力強化支援事業について、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 10 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け、 第 号による額の確定通知額)
¥ _____
- 2 補助金額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
¥ _____
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
¥ _____
- 4 補助金返還相当額(3－2)
¥ _____

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第 7 号(第 10 条関係)

砥部町産地収益力強化支援事業費補助金額確定通知書

記 号 番 号
年 月 日

補助事業者 様

砥部町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった砥部町産地収益力強化支援事業費補助金について、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 8 号(第 11 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名 印

年 月 日付け、第 号で、補助金交付確定の通知があった砥部町産地収益力強化支援事業費補助金について、砥部町補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

確定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

様式第 9 号(第 13 条関係)

年度砥部町産地収益力強化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者名 印

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった砥部町産地収益力強化支援事業費補助金について、砥部町産地収益力強化支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円